

おでかけワゴンの フィーダー系統補助申請



I. おでかけワゴンの本格運行に向けた手続き

- おでかけワゴンの本格運行に向けて、「道路運送法4条許可申請手続」を今年度中に対応します。
- おでかけワゴンの持続可能な運行に向け、「フィーダー系統補助申請手続」を同時並行で進めます。
- さらに、既存の路線バスの維持・確保に向けて「幹線系統補助申請手続」の活用に係る検討を行います。

道路運送法4条許可申請手続

- 今年度のおでかけワゴンの運行は、道路運送法第21条に基づく「国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送」であり、「期間は原則1年以下」とされています。
- 次年度以降は、道路運送法第4条の「一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）」として、運輸局から運行の許可を受ける必要があります。

フィーダー系統補助申請手続

- おでかけワゴンの運行費用は、現在のところ、市（及び受益者）が全て負担しています。
- 今後も持続可能な運行を実現するため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（通称：フィーダー補助）」の確保に向けて、今年度から準備を進めていきます。

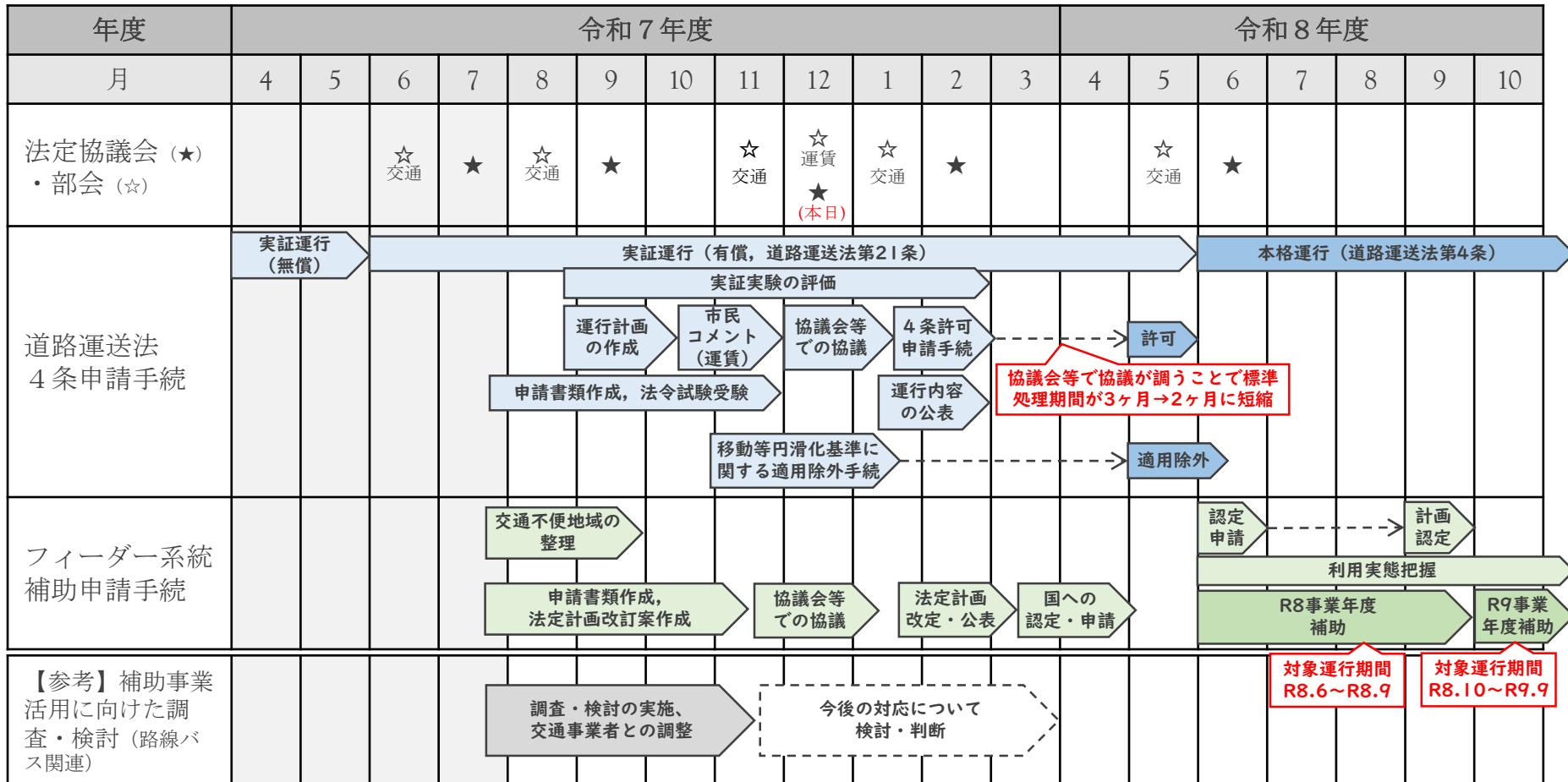
【参考】幹線系統補助申請手続

- 日高市地域公共交通計画（令和7年3月策定）の重点施策の一つに「公共交通軸の維持・確保」を位置付けていることから、今後も既存の路線バス等を維持・確保していくため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の活用を検討します。

おでかけワゴン関連

その他路線
バス関連

2. ロードマップ



第7回交通戦略部会（8月）

- 【4条・補助共通】事業許可申請・補助申請に向けたポイントの確認、ロードマップの確認
- 【4条】利用実態に係る報告
- 【補助】交通不便地域の設定方針に係る確認

第9回法定協議会（9月）の議題

- 【4条】ルート・停留所・ダイヤ・運賃案（市民コメントへの提示内容）の議決
- 【4条】利用実態に係る報告
- 【補助】交通不便地域の設定に係る議決⇒R8.6に間に合うよう、申請手続き

本日

- 第8回交通戦略部会（11月）・第10回法定協議会（12月）の議題
- 【4条】市民コメントを反映した運行内容の議決⇒申請手続きに移行
 - 【4条】本格運行に移行することの是非に関する議決
 - 【補助】法定計画本編改訂案・別紙案の確認

第9回交通戦略部会（1月）・第11回法定協議会（2月）の議題

- 【補助】法定計画本編改訂・別紙に関する議決

3. フィーダー系統補助申請書類について

- ・ フィーダー系統補助申請書類として必要な書類は以下のとおりです。
- ・ 申請書類は、協議会で協議を調えた上で提出が必要となります。

区分	提出予定書類	ステータス
計画認定申請添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 地域公共交通計画本編改訂案・ (参考様式) 地域公共交通計画別紙・ 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者・ 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要・ その他添付書類<ul style="list-style-type: none">➢ 計画運行回数の算出根拠➢ 地域間交通ネットワークへの接続が分かる系統図➢ 交通不便地域の指定が分かる図面➢ 実証運行であることや実証運行期間を対外的に示した資料(市HP、協定書等をもって個別相談)	たたき案を作成
交通不便地域の局長指定	<ul style="list-style-type: none">・ 交通不便地域指定申請書様式(関東運輸局)	たたき案を作成
補助金交付申請	<ul style="list-style-type: none">・ (様式第1-8) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)交付申請書・ 様式第1-8 別添表・ (様式第1-5) 運行系統別輸送実績	交付申請時に作成 (令和8年11月)

令和 年 月 日

(名称) 日高市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

日高市においては、JR八高線、JR川越線、西武池袋線の3つの鉄道路線と、13系統の民間バス路線（令和7年4月時点）を幹線交通とする公共交通機関が広がっている。これらの公共交通については、市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担っている。特に、市内各地に存在する、昭和40年代以降に開発が進んだ民間の住宅団地では、「オールドニュータウン」となった現在、自家用車を持たない、持てない世帯も増加していることから、幹線交通が日常生活に必要不可欠な交通として機能している。また、市内には2社のタクシー会社が立地しているほか、地域の自治会等のボランティアによる移送サービス等が展開されている地域もある。

しかしながら、人口減少と少子高齢化及びコロナ禍の影響を受け、当市の公共交通機関の利用者は減少を続けるとともに、交通事業者の担い手不足などの課題も相まって、令和7年3月をもって、民間路線バスの日高・飯能路線の市内区間の廃止が決定された。

このような背景から、当市では、廃止となった日高・飯能路線の一部市内運行区間にについて、沿線居住者の通勤・通学・通院・買物等を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していく必要性に鑑み、令和7年4月より、同区間を10人乗り（運転士含む）の車両でカバーする「日高市おでかけワゴン」（高麗川駅系統、武藏高萩駅系統）の実証運行を開始したところである。

令和7年10月末時点では、高麗川駅系統5.8人／回、武藏高萩駅系統4.3人／回と一定の乗合利用が確認されていることに加え、利用者アンケート調査結果から、買物・通勤・通院目的での利用が多いことや、運転免許もしくは自家用車を持っていない人の利用が最も多いことなどが明らかになっている。このことから、高麗川駅系統、武藏高萩駅系統のいずれの系統も、地域住民の日常生活の足を支える交通としてのニーズが高いことがうかがえる。

一方で、当市や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

高麗川駅系統の利用者数を5.8人／回以上（直近10ヶ月期平均：5.8人）とする。
武藏高萩駅系統の利用者数を4.3人／回以上（直近10ヶ月期平均：4.3人）とする
2系統運行に係る収入の合計を1,200万円／年以上、日高市からの支出を1,500万円以内とする。
2系統の収支率を39%以上（直近10ヶ月期の実績：39%）とする。
※数値や指標は今後継続検討

(2) 事業の効果

高麗川駅系統及び武藏高萩駅系統を維持することにより、大字原宿、大字鹿山、大字上鹿山、大字中鹿山、大字下鹿山、大字新堀新田、大字旭ヶ丘、大字高萩、大字中沢、大字女影、大字女影新田に居住する高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者人数の多い便・時間帯における運行ダイヤ改正、追加便の迅速な対応（市、事業者）
- ・他の交通機関との乗り継ぎ・接続時間等の見直し（市）
- ・高麗川駅東口開設に伴う運行ルートの見直し（市）
- ・利用方法案内などの利用促進（市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る高麗川駅系統及び武蔵高萩駅系統について、その運行に係る費用総額3千百万円のうち、日高市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・乗降実態調査（乗り込み調査）
- ・利用者アンケート（車内アンケート等）
- ・沿線居住者アンケート

7. 別表1の補助対象事業の基準ホ₁だし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和7年6月13日（第1回）：実証運行状況等について報告、利用実態調査の計画について協議
- ・令和7年7月2日（第2回）：実証運行状況等について報告、利用実態調査の計画、道路運送法第4条許可申請に向けた調整事項等について協議
- ・令和7年9月18日（第3回）：実証運行状況等について報告、利用実態調査結果について報告、道路運送法第4条許可申請に向けた調整事項、地域公共交通確保維持改善事業の手続内容について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

日高市おでかけワゴン利用者及び沿線居住者を対象にしたアンケート調査を実施した結果、他の交通機関との乗り継ぎのし易さや、利用の多い時間帯での増便を求める声が多かったため、これらの意見を取り込んだ計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) _____
(所 属) _____
(氏 名) _____
(電 話) _____
(e-mail) _____

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
日高市	日高ハイヤー株式会社	(1) 高麗川駅系統	こま川団地第二折返場	こま川団地第一折返場	高麗川駅東口	往 2.3 km 復 3.0 km	100日	2400回		路線定期運行	②(2)	高麗川駅で地域間交通ネットワークであるJR川越線・JR八高線に接続	①	
	高麗川交通有限会社	(2) 武藏高萩駅系統	こま川団地第一折返場	こま川団地第二折返場	武藏高萩駅	往 3.5 km 復 3.5 km	100日	2200回		路線定期運行	②(2)	武藏高萩駅で地域間交通ネットワークであるJR川越線に接続	①	
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	日高市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	29,738
交通不便地域等	15,834

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,267	大字原宿	局長指定
1,396	大字鹿山	局長指定
872	大字上鹿山	局長指定
726	大字中鹿山	局長指定
3,707	大字下鹿山	局長指定
186	大字新堀新田	局長指定
2,118	大字旭ヶ丘	局長指定
2,710	大字高萩	局長指定
565	大字中沢	局長指定
1,264	大字女影	局長指定
23	大字女影新田	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
日高市地域公共交通計画	令和7年3月25日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区的人口を記載すること。

3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②)(2)(実施要領の2. (1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)